

生活支援サービス契約書

社会福祉法人ふきのとうの会（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、賃貸借（高齢者向住宅）の目的である建物「アンジェリカハイツ（東京都世田谷区上用賀6丁目19番21号）」における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、乙の希望に応じて、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。

第3条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、乙の希望により提供する生活支援サービス（基本サービス）については、サービス終了時に、乙から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

基本サービス料金は、月額金35,000円（税込）とし、1ヶ月に満たない期間のサービス料金は、1ヶ月を30日として日割計算した額とします。ただし、1円未満の端数は四捨五入するものとします。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条第1項の料金について、乙は、月末までに甲の指定する口座へ翌月分を振り込みまたは自動引き落としにて支払います。
- 2 甲への振り込み明細を持って、これを乙への領収書の発行に替えさせていただきます。ただし、別途領収書が必要な方はご相談下さい。

第7条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とする。ただし、事由の如何を問わずアンジェリカハイツ（世田谷区上用賀6丁目19番21号）における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。

第8条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、甲は通知催告の上、本契約を解除することがあります。

第9条（利用者からの中途解約）

乙は、甲に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 甲及びその従業者は、文書にて予め同意を得ることで、サービスを提供する上で必要な乙や乙の家族に関する個人情報を、行政やサービス担当者会議などにおいて提供することができます。

第11条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。

第12条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第14条（身元引受人）

- 1 乙は、契約時に身元引受人（丙）を定めるものとします。

- 2 丙は、乙が病気・死亡等の場合に、甲又は管理人からの連絡、相談等に応じ、適切に対応します。
- 3 丙は、本契約が解約・解除その他の事由により終了した場合は、責任をもって乙の身柄を引き受けるものとします。また、丙は本物件の明け渡しについては連帯して責任を負うものとします。
- 4 乙は前各項に規定する丙に支障が生じたときは、直ちに甲にその旨を届け出るとともに、甲の承認を得て新たに身元引受人を定めるものとします。
- 5 丙は、本契約締結時の住所・電話番号を変更したときは直ちにその旨を、甲に届けるものとします。

第15条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、アンジェリカハイツ（東京都世田谷区上用賀6丁目19番21号）の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

前記の契約を証するため、本契約書3通を作成し、各自署名又は記名押印の上、甲乙丙、各1通を保有する。

年 月 日

貸主 (甲) 住 所 東京都世田谷区上用賀6-19-21

氏 名 社会福祉法人ふきのとうの会

理事長 平野覚治 印

借主 (乙) 住 所

氏 名 印

法定代理人 住 所

又は

署名代行者 氏 名 印

借主との関係

署名代行者の理由

身元引受人 (丙) 住 所

氏 名 印

同意書

事業者名 社会福祉法人ふきのとうの会
所在地 東京都世田谷区上用賀6-19-21
代表者 理事長 平野 覚 治 あて

このたび、当会が提供する生活支援サービスの遂行にあたり、利用者の個人情報を必要に応じて行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、サービス事業者などとの会議や連絡事項などにおいて用いることについて、同意します。

令和 年 月 日

入居者住所

氏名

印

法定代理人住所
又は
署名代行者住所

入居者との関係

署名代行者の理由

氏名

印

この度、上記の者が生活支援サービスの利用に当たり、上記の者の家族の個人情報を必要に応じて会議や連絡事項などにおいて用いることについて、同意します。

利用者家族代表住所

氏名

印